

番号	区分	質問	回答
1	支給条件(対象施設)	令和6年1月1日時点で新規指定を受け運営を開始した施設等も対象となるのか。	令和6年1月1日時点で運営を開始している場合は、対象となります。
2	支給条件(対象施設)	令和5年12月31日まで運営していたが、令和6年1月1日時点で休止、廃止した場合、対象となるのか。	支給対象となりません。基準日である1月1日に設置・運営している必要があります。
3	支給条件(対象施設)	令和6年1月2日以降に指定や認可等を受けた施設等は、対象となるのか。	支給対象となりません。基準日である1月1日に設置・運営している必要があります。
4	支給条件(対象施設)	令和6年1月2日以降に、廃止・休止する施設については申請できるか。	支給対象となります。令和6年1月1日時点で設置・運営している施設であれば支給対象です。しかし、銀行口座の閉鎖等により受け取りできない場合は支給できないこともあります。
5	支給条件(対象施設)	対象施設となるためには、法人の所在地が大阪府内にあるとしないのか。	本事業は大阪府内に所在する施設等のみを対象としています。法人の所在地が大阪府以外であっても、令和6年1月1日に大阪府内で設置・運営している施設等は支給対象となります。
6	支給条件(対象施設)	同趣旨の給付金を他団体(国、市町村等)から受けている、又は今後受ける予定であるが、本支援金の申請をすることはできるか。	他団体からの同趣旨の給付金を受けている、又は今後受ける予定であっても、本支援金を申請(受給)することができます。ただし、本支援金を受給した場合に、他の給付金を受けることが可能かどうかについては、他の給付金の支給要件等をご確認ください。
7	支給条件(対象施設)	介護・障がいの訪問系サービスについて、同一建物で複数の指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所、 同区画 で重複してサービスの指定を受けている)は、各々対象となるのか。	いずれか1つのサービスでのみ申請できます。(重複申請できません。) (例)介護保険の訪問介護と、障がいの居宅介護など、訪問系サービスで複数指定をとっている場合。 【～同一建物(施設)内での複数サービスにおける一時支援金事業：申請の考え方～図1参照】
8	支給条件(対象施設)	同一施設等で、医療機関等であり福祉施設等でもある場合は、「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」と「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」と両方申請ができるのか。	同一施設等である場合は、重複申請できません。「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」または「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」のどちらで申請するのかが判断が難しい場合は 【～同一建物(施設)内での複数サービスにおける一時支援金事業：申請の考え方～図4から図7参照】 をご覧ください。
9	支給条件(対象施設)	介護保険の指定を受けた訪問看護ステーション、実施主体が医療機関の訪問看護は「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」で申請するのか、または「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」のどちらで申請するのか。	各々施設において、もっぱら介護保険の利用者のみを対象とする施設は「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」へ申請し、医療保険の利用者を対象とする施設は「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」へ申請してください。(いずれか一方での申請になります。)
10	支給条件(対象施設)	府や市町村が民間に運営を委託している場合はどうなのか。	支給対象外となります。公立施設については、直営のほか、指定管理等、運営を委託している場合も対象外となります。ご理解ください。
11	支給条件(対象施設)	放課後児童健全育成事業所(放課後児童クラブ)は対象となるのか。	支給対象となります。児童福祉施設等の通所系サービスとなります。
12	支給条件(対象施設)	市町村で認可を受ける総合事業は対象となるのか。	総合事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス事業所、その他の生活支援サービス(通所型)、その他の生活支援サービス(訪問型)、訪問型サービス事業所、介護予防マネジメント事業所)は支給対象となります。ただし、一般介護予防事業(介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業)は対象となりません。
13	支給条件(対象施設)	病児保育事業所(体調不良児対応型)は対象となるのか。	病児保育事業所(病児対応型、病後児対応型)は支給対象となりますが、体調不良児対応型は対象となりません。
14	支給条件(対象施設)	学校法人が運営する幼稚園は対象となるのか。	法人種別に関係なく、幼稚園は支給対象となります。児童福祉施設等の通所系サービスとなります。
15	支給条件(対象施設)	街かどデイハウスは対象となるのか。	介護保険法の規定に基づくサービスに該当しないことから対象外となります。
16	支給条件(対象施設)	地域包括支援センターは介護予防支援事業所に含まれていると考え、対象となるのか。	・地域包括支援センターは、市町村が実施あるいは市町村から委託を受けている社会福祉法人等が実施しているため、対象外となります。 ・また、社会福祉法人等が実施する地域包括支援センターが市町村の委託を受けて実施する介護予防支援事業所も対象外となります。 ・一方、社会福祉法人等が実施する地域包括支援センターが市町村からの委託を受けずに介護予防支援事業を実施している場合は支給対象となります。
17	支給条件(対象施設)	外来診察時や検診時に利用出来るクリニック内の託児ルームは対象となるのか。	ご質問いただいた託児ルームは認可外保育事業の届出除外施設となり、対象外となります。
18	支給条件(対象施設)	なぜ有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅は対象外なのか。	当事業は、介護報酬など公定価格等で運営され、物価の高騰分を利用者負担に転嫁できない施設を対象とさせていただいており、左記施設は対象外とさせていただいております。ご理解ください。
19	支給条件(対象施設)	有料老人ホームであり、介護保険サービスの特定施設入居者生活介護の指定もとっているが、対象とならないのか。	上記理由により、対象となりません。ご理解ください。
20	支給条件(対象施設)	特別養護老人ホームに医務室兼外来を受け付けるクリニックを併設している場合、「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」と「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」と両方申請ができるのか。	このケース(施設系：特別養護老人ホーム)は「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」と「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」の両方で申請ができます。

番号	区分	質問	回答
21	支給条件(対象施設)	実施主体が保険医療機関(病院・診療所)の指定を受けており、以下の介護保険サービスを提供している施設は、「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」と「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」のいずれかで申請するのか。 ・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護事業所 ・短期入所事業所(医療型) ・療養介護 ・医療型障がい児入所施設 ・医療型児童発達支援事業所	実施主体が保険医療機関の指定を受けている病院・診療所の場合、いずれのサービスも「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」で申請してください。 ただし、(介護予防)短期入所療養介護事業所のうち、実施主体が介護老人保健施設又は介護医療院の場合は「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」で申請してください。
22	支給条件(対象施設)	同一建物で、複数サービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所、ただし、2階は医療施設、1階が通所系と訪問系の区画を分けてサービスを提供)は、どのように申請するのか。	2階の医療施設は「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」へ申請し、1階は医療施設と重複しないサービスについて申請できます。 (例1) 1階が介護保険の通所リハビリと介護保険の訪問リハビリの場合 ⇒2階の医療施設は「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」へ申請。1階の通所リハビリと訪問リハビリ(いずれも介護保険)は「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」へ申請(通所系と訪問系) 【～同一建物(施設)内での複数サービスにおける一時支援金事業:申請の考え方～図4参照】 (例2) 1階が介護保険の通所リハビリと介護保険と医療保険の訪問リハビリの場合 ⇒2階の医療施設と介護保険と医療保険の訪問リハビリは「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」へ申請(まとめて1施設と考える)。1階の介護保険の通所リハビリは「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」へ申請(通所系) 【同図5参照】 (例3) 1階が介護保険の通所リハビリと介護保険と医療保険の訪問リハビリの場合で、2階で医療保険の通所リハビリを1階とは別体制で実施している場合 ⇒2階の医療施設(医療保険の通所リハビリを含む)と介護保険と医療保険の訪問リハビリは「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」へ申請(まとめて1施設と考える)。1階の介護保険の通所リハビリは「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」へ申請(通所系) 【同図6参照】 (例4) 1階が医療保険と介護保険の通所リハビリを同時に実施し、介護保険の訪問リハビリを実施している場合 ⇒各施設がいずれかを選択する。 選択①=2階の医療施設と医療保険の通所リハビリとして「大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金」へ申請。1階の介護保険の訪問リハビリは「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」へ申請(訪問系)。 選択②=2階の医療施設は申請しない。介護保険の通所リハビリと介護保険の訪問リハビリとして「大阪府社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金」へ申請(通所系と訪問系) 【同図7参照】
23	支給条件(対象施設)	同一建物で、福祉施設等の複数サービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所、ただし、1階と2階で分かれている場合や平面図で区分けしてサービスを受けている場合)は、各々対象となるのか。	各々のサービスで申請することが可能です。 (例1) 障害児者施設の入所施設と併設型短期入所(空床型は不可)=入所系+入所系 (例2) 障害者支援施設(施設入所支援と生活介護)=入所系+通所系 (例3) 高齢の入所施設、併設通所事業所、訪問系事業所=入所系+通所系+訪問系 【～同一建物(施設)内での複数サービスにおける一時支援金事業:申請の考え方～図2参照】
24	支給条件(対象施設)	同一建物で、福祉施設等の複数サービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所、ただし、区分けせず同じ場所でサービスの指定を受けている場合)は、各々対象となるのか。また、それぞれ申請できるのか。	実施するサービスの形態により異なります。 ①同時間における最大利用者数が各サービスごとに定員が定められている場合、各々申請することが可能です。 (例1) (介護)指定通所介護と第1号通所事業(緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)) (例2) (障がい)生活介護と就労継続支援B型(多機能型) 【～同一建物(施設)内での複数サービスにおける一時支援金事業:申請の考え方～図3A参照】 ②同時間における最大利用者数がいずれかのサービスの定員を限度とする場合は、いずれか1つのサービスでのみの申請となります。 (例1) 放課後等デイサービスと児童発達支援(多機能型障害児通所支援事業所) 【～同一建物(施設)内での複数サービスにおける一時支援金事業:申請の考え方～図3B:参照】 ③同一建物でサービス実施時間を分けている場合は、いずれか1つ(定員数が大きい方)でのみ申請できません。 (例1) 介護施設の通所介護事業所で複数単位(例:午前と午後に分かれている場合等)で運営している場合 【～同一建物(施設)内での複数サービスにおける一時支援金事業:申請の考え方～図3C参照】
25	支給条件(対象施設)	同一建物で、入所と通所の認可を受けている場合(児童心理治療施設の場合)は、各々対象となるのか。	入所と通所で申請することができます。 (例) 児童心理治療施設(入所)と児童心理治療施設(通所部)=入所系+通所系
26	定員	里親は定員がないが、委託人数でいいのか。	児童福祉施設等(入所系)の定員について、「里親」は令和6年1月1日時点の実委託数、「ファミリーホーム」は定員、その他は認可定員としてください。定員のない通所施設は「訪問系等」の支給金額になります。
27	定員	保育所は認定定員で申請するのか。	「保育所」は認可定員(認定定員)としてください。 なお、その他児童福祉施設等(通所系)の「幼保連携型認定こども園」「幼稚園型認定こども園」「保育所型認定こども園」「地域型保育事業」「幼稚園」「児童心理治療施設(通所部)」についても認可定員(認定定員)としてください。
28	定員	児童厚生施設(児童館)、母子・父子福祉施設、児童家庭支援センター等、定員のない通所施設の場合、定員数はどうすればいいのか。	定員のない通所施設は「訪問系等」の支給金額となるため、定員数は不要です。(「訪問系等」の場合、行政オンラインシステムの申請フォームで定員数の入力欄はありません。)
29	申請手続	申請時期はいつからいつまでか。	令和6年1月15日(月)午前9時から令和6年2月19日(月)午後11時59分までに行政オンラインシステムで申請終了(申請データの送信を完了)してください。
30	申請手続	申請は施設等ごとですか、法人単位か。	申請は施設等の単位となります。複数の施設等を運営している法人は、お手数ですが、施設等ごとに申請ください。
31	申請手続	行政オンラインシステムで申請できない場合はどうすればいいのか。	申請は原則、行政オンラインシステムによる申請で行ってください。入力する上での質問はコールセンターへお問い合わせください。入力する環境ではない等、やむを得ない場合はその旨をコールセンターへご相談ください。

番号	区分	質問	回答
32	申請手続	第2弾で申請し支給されたが、第3弾の申請はどのようにするのか。	大阪府行政オンラインシステムで行っていただきます。第2弾で取得した利用者IDが必要です。利用者IDはメールアドレスとなります。第2弾で申請し支給された施設は、同じ利用者IDを用いて申請してください。（申請内容に変更がない場合は申請が簡略化され、支給までの期間が短縮されます。）
33	申請手続	第2弾を申請しており、第3弾の申請画面で「前回申請時と同額が支給されます。」と表示があった。前回申請時の金額はどのようにわかるのか。	第2弾の支給額は、支援金の振込があった銀行の通帳で確認してください。
34	申請手続	第2弾で申請した「サービス種別・区分・施設」は変更が無いが、「定員」だけ変更があった場合はどうしたらいいのか。	行政オンラインシステムで申請画面で入力する際「サービス種別・区分・施設・定員」の「変更あり」を選択し、設問に添って入力してください。
35	申請手続	第2弾で申請した施設だが、運営主体が別法人に変わった場合、第2弾の申込番号を活用して入力を省略できるのか。	別法人の場合は法人格が異なるため、第2弾の申込番号を紐づけずに、「第2弾の申請・支給が無い」を選択し申請ください。
36	申請手続	第2弾のときは1施設だけを運営していたが、新たにもう一つ施設を開設した。どのように申請するのか。	第2弾で支給された施設については第2弾の申込番号と紐づけて申請ください。新規で開設した施設は「第2弾の申請・支給が無い」を選択して、新規で入力してください。
37	申請手続	同一建物で、福祉施設等の複数サービスの指定を受けている場合（入所と通所の認可を受けている場合等）は2回に分けて申請するのか。	複数サービスの指定を受けており（別区画や別で指定を受けている場合）それぞれの区分（入所系、通所系）毎に申請する必要があります。
38	申請手続	同一建物で、福祉施設等の複数の区分・複数サービスの指定を受けているが、第2弾で一つのサービス分しか申請しなかった。第3弾で複数の区分・サービスについて申請する場合は、どうすればいいのか。	複数サービスの指定を受けている（別区画や別で指定を受けている場合）それぞれの区分（入所系、通所系）ごとに申請する必要があります。第2弾の申込番号は第2弾で支給を受けた区分に紐づけを行い、その他の区分については新規で申請してください。
39	申請手続	申請に必要な書類はあるか。	通帳の写し（PDF）など、支援金の振込口座の情報（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号、口座名義）がわかる資料をご準備ください。ただし、第2弾で申請されており、口座の変更がない場合は通帳等の写しの添付は不要です。また、里親の方は大阪府又は市町村から交付された「従事証明書」と「本人確認書類（運転免許証等）」もご準備ください。
40	申請手続	振込口座の添付書類として、通帳が無い（インターネットバンキング等）場合、何を添付書類とすれば良いか。	キャッシュカードやインターネットバンキングの画面等、口座情報（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号、口座名義）がわかるものの写しをご準備ください。
41	申請手続	申請者と異なる名義の口座を振込口座としたい場合は、どうすればよいか。	可能な限り申請者名義（法人・施設等）の口座を指定してください。
42	行政オンラインシステム操作	利用者登録時のメールアドレスはPC用と携帯電話用のどちらでもよいのか。	どちらでも構いません。受信可能なメールアドレスを入力してください。
43	行政オンラインシステム操作	利用者IDに有効期限はあるのか。	有効期限はありません。
44	行政オンラインシステム操作	利用者登録時に「お知らせ・通知メール」を「希望しない」を選択すると、受付完了時や、審査結果を伝えるメールも送信されなくなるのか。	「希望しない」を選択した場合でも、重要なお知らせや、受付完了、審査結果のメールは届きます。
45	行政オンラインシステム操作	ログインしようすると、「利用者IDまたはパスワードに誤りがあります。」とのメッセージが表示され、ログインできない。どうすればよいか。	大文字と小文字、数字と英字の違いなどに注意し、正しい内容を再度入力してください。
46	行政オンラインシステム操作	「利用者ID」（メールアドレス）や「パスワード」を変更することはできるか。	利用者ID（メールアドレス）は、マイページの「利用者メニュー」から「利用者情報の照会・変更」へ推移し、「メールアドレスの変更」から、メールアドレスを変更してください。パスワードは、マイページの「利用者メニュー」から「利用者情報の照会・変更」へ推移し、「パスワードの変更」からパスワードの変更を行ってください。
47	行政オンラインシステム操作	「利用者ID」（メールアドレス）を忘れた場合、どうすればよいか。	利用者IDはメールアドレスとなります。利用者登録完了等のメールを受け取っているメールアドレスを「利用者ID（メールアドレス）」欄に入力し、ログインをお試しください。
48	行政オンラインシステム操作	「パスワード」を忘れた場合、どうすればよいか。	ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」を選択していただき、利用者登録を行った「メールアドレス」と「氏名」（事業者の場合は「担当者名」）を入力してください。入力された登録済みのメールアドレス宛に、「認証コード」を記載したメールが送信されますので、パスワードの再設定の画面にて、認証コードと新しい任意のパスワードを入力し「変更する」ボタンをクリックしてください。なお、管理者にて強制的に変更する機能はありません。
49	行政オンラインシステム操作	添付できるファイルの大きさに制限はあるのか。	最大10MBです。
50	行政オンラインシステム操作	行政オンラインシステムの操作がわからない。どうすればよいか。	行政オンラインシステムのトップページに「よくあるご質問」を掲載していますので併せてご確認ください。 https://lgpos.task-aspc.net/cu/270008/ea/residents/portal/faq それでも解決しない場合は、コールセンターにお問い合わせください。
51	行政オンラインシステム操作	申請する内容を入力する途中で申請データを保存し、後ほど、保存しておいた状態から入力を再開することはできるのか。	申請内容の入力画面において「保存してあとで申請する」をクリックしていただくと、入力途中の申請データが保存されます。マイページの「保存した手続き・判定結果の照会」>「保存した手続き一覧」から申請を再開したい手続きを選択し、内容詳細ページ下部の「次へ進む」をクリックすると、保存した状態から入力を再開することができます。
52	行政オンラインシステム操作	作成中に保存した申請データは、どれくらいの間、保存されるのか。	作成中の保存データの保存期間は1カ月です。但し、申請期間を過ぎた場合保存した申請データがあっても申請することはできませんのでご注意ください。
53	行政オンラインシステム操作	申請が完了したことは、何をもち確認することができるのか。	申請の完了画面において「申込番号」が表示されれば、申請データは受け付けられたことになります。また、申請完了時に受付完了メールが送信されますので、メールからも「申込番号」を確認いただけます。

番号	区分	質問	回答
54	行政オンラインシステム操作	申請したデータについて、処理状況を確認することはできるのか。	システムへログインし、マイページの「申請履歴・委任状の確認」から「申請履歴一覧・検索」に推移し、該当の申請履歴データを選択してください。申請内容照会画面から申請状況を確認することができます。
55	行政オンラインシステム操作	申請履歴は、いつまで遡って確認することができるのか。	申請履歴は、過去全てのデータを確認することができます。
56	行政オンラインシステム操作	申請履歴について、削除することはできるのか。	申請履歴データを削除することはできません。
57	行政オンラインシステム操作	オンライン申請で不備があった場合、どのように連絡が来るのか。	行政オンラインシステムで修正依頼（差戻し）をさせていただきます（申請いただいたIDのメールアドレスあてに修正依頼メールを送信します）。その修正依頼を確認の上、再度申請を提出してください。なお、軽微な修正については電話で確認させていただくこともあります。
58	行政オンラインシステム操作	申請したデータを確認することはできるのか。	システムへログインし、マイページの「申請履歴・委任状の確認」から「申請履歴一覧・検索」に推移し、該当の申請履歴データを選択してください。申請内容照会画面から申請状況を確認することができます。
59	行政オンラインシステム操作	申請したデータについて、不備の連絡を待たずに、自ら申請内容を修正することはできるのか。	一度申請したデータについて、修正することはできません。修正を希望する場合は、コールセンターにご連絡ください。府から修正依頼（差戻し）をされたデータについては、修正して再申請することができます。
60	行政オンラインシステム操作	修正依頼（差戻し）に対して、修正して再申請を行った。再申請前の申請内容をもう一度確認することはできるのか。	修正依頼（差戻し）に対して再申請を行った場合、修正前の申請内容を確認することはできません。
61	行政オンラインシステム操作	申請したデータについて、取り下げることはできるのか。	審査が完了するまでの間、申請の取り下げが可能です。
62	行政オンラインシステム操作	同じ施設等（同一サービス）を複数回申請してしまった場合どうしたらいいのか。	重複した施設の申請を取り下げてください。審査が完了している場合は取り下げをすることができないため、コールセンターにお問い合わせください。
63	行政オンラインシステム操作	誤って申請を取り下げしてしまったがどうしたらいいのか。	改めて申請ください。なお、申請期間内に必ず申請を行う必要があります。
64	行政オンラインシステム操作	取り下げたデータを用いて再度申請できるのか。	自ら申請を取り下げたデータについて、再申請が可能です。申請履歴一覧から対象の申請データを選択し、「申請内容照会」画面から、「申請内容を活用して新しく申請する」をクリックしてください。「申請内容の入力」画面に前回申請時の内容が初期表示されますので、必要に応じて修正し申請を行ってください。ただし、申請期間が終了した場合は、「申請内容を活用して新しく申請する」ボタンは表示されません。
65	支給・審査	登録する金融機関により、振込時期に差があるか。	金融機関による差はありませんが、審査中に確認事項等があった場合には、時間がかかり、振込時期が遅れる場合があります。
66	支給・審査	登録した金融機関口座には何という名前（名義）で振り込まれるのか。	「フ.シャカイフクシセツシエンジムキヨク」となります。
67	支給・審査	物価高騰対策一時支援金はいつ支給されるのか。	支援金の支給は、受付・審査を終えたものから順次行う予定ですが、受付開始当初は申請が集中することが予想されます。状況によっては、申請から支給まで期間を要することがありますので予めご了承ください。なお、行政オンラインシステムにログインすることで、審査の進行状況を確認することができます。
68	支給・審査	物価高騰対策一時支援金を誤って受給した場合はどうすればよいか。	誤って受給された場合は、返還手続き等を行っていただきます。コールセンターへお問い合わせください。
69	支給・審査	第2弾から変更があったのに誤って「変更なし」を選択し、前回申請時と同額が支給された場合どうしたらいいのか。	誤った支給額が振り込まれた場合は、支給状況を確認の上、返還手続き等を行っていただきます。コールセンターへお問い合わせください。
70	その他	物価高騰対策一時支援金は課税対象か。確定申告は必要なのか。	課税対象になります。所得税又は法人税の計算上、収入に計上する必要があります。確定申告の際には、必ず申告してください。確定申告に関することについては、国税庁のホームページをご参照ください。< https://www.nta.go.jp/index.htm > または最寄りの税務署にお問い合わせください。
71	その他	物価高騰対策一時支援金は会計上どのように処理すべきか。	どの勘定科目に計上すべきかなど、会計上の処理については税理士とご相談ください。
72	その他	物価高騰対策一時支援金は消費税の対象か。	「国または地方公共団体からの補助金や助成金等」として消費税の対象にはなりません。詳細は国税庁のホームページをご参照ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6157.htm https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/0023004-072.pdf
73	その他	物価高騰対策一時支援金は「消費税仕入控除税額報告」が必要なのか。	不要です。